

八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高等学校のスポーツ活動の普及充実を通して、青少年の競技力向上及びスポーツの推進を図るため、全国高等学校総合体育大会等に出場するに当たって要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第2条の規定による高等学校が全国高等学校総合体育大会等に出場する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金は、市内にある高等学校で、県又は関東を代表し、次に掲げる大会に出場する学校に対して交付するものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国大会
- (2) 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国大会
- (3) その他市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める者が、補助事業を行うために要する費用のうち、高等学校から各種大会が開催される場所までの往復の移動（宿泊を伴う場合は、宿泊する施設までの移動を含む。）に係る交通費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公共交通機関の運賃
- (2) 貸切りバス及びレンタカーの借上料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費の額から国、県その他の団体から交付される補助金のうち補助事業に係るものを控除した額で、各種大会に出場する選手（補欠含む）1人当たり1万円（各競技につき、その合計額が10万円を超えるときは10万円とする。）を限度とし、補助するものとする。た

だし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 規則第3条第2項の書類は、八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金事業概要書(第2号様式)によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 交付時期要望書(概算払を要望する場合に限る。)

(補助の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 前項第2号又は第3号の承認を受けようとするときは、八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出して行うものとする。

(決定通知書)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金交付決定(却下)通知書(第4号様式)により行うものとする。

(実績報告書等)

第9条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市全国高等学

校総合体育大会等出場補助金実績報告書（第5号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助の対象となる経費の領収書の写し又はこれに代わるべき書類

（確定通知書）

第10条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金交付額確定通知書（第6号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第11条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金交付請求書（第7号様式）によるものとする。

（概算払請求書）

第12条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払の請求は、八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金概算払請求書（第8号様式）によるものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年教文ス第15号の起案による改正前の要領の様式の内紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。